



パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた 「三鷹営業統括センター・武蔵小金井駅で発生した 不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ

第4回交渉

1月24日に決定



発行責任者 野中 広俊
2024/12/17
No.47

12月6日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第3回目交渉報告①

B副長が発言した内容に対し、内容に齟齬があるため会社に再調査を求める！

組合の主張	会社の主張
「君たちが安心して仕事をする必要はない」とB副長が話したとAさんは言っている！ その発言は支社としての公式見解か！	他の社員からは聞いていない。 当該社員は言っている。おそらくそのような発言があったと思われる。 当該副長から聞いていない

「当該社員から発言があった」と発言の存在を認めるような言い方をしつつ、逃げるかのように「当該副長から聞いていない」で発言の存在を認めず！
今事象の内容を明確にしようとする支社に対し、地本はこの事象の調査を行うように突き付け、次回交渉で再回答を求めた！

会社の回答

- A社員の聴取内容とB副長の聴取内容の整合性をとる必要はない
- 一言一句の様なやりとりがあったか前段について確認する必要はない

A社員【被害者】・B副長【加害者】・C副長【事件の場にいた第三者】から聞き取った調書内容を相互確認しようとするぞ！

B副長に暴行して怪我をさせた事実は確認できたので処分した調書内容を相互確認せず、事象の経緯を合わせないまま、一方の主張・断片的な事象を見た判断で処分を発売！

組合の争点

- ① 管理者に怪我をさせたのは正当防衛の範囲だ！
※故意ではなく危険回避のために突き飛ばした
- ② B副長の異常な行動が、A社員に対する暴行に繋がった！
※この事象に至る経緯を回答出来なければ結論が出ない

労使の合意形成を図ろうとしない姿勢は不誠実団交と言わざるを得ない！

その2へ戻る



発行責任者 野中 広俊
2024/12/17
No.48

12月6日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第3回目交渉報告②

A社員とB副長とのやり取りの経緯について、
会社は回答をしようとしませんでした！

①A社員の調書内容にあるB副長の不適切な言動に関する内容が真実であるかを聞くと
懲戒やプライベートに関わる事なので交渉に馴染まない(⇒回答しない)

事実を確認するための内容を聞いても回答せず！

②A社員の調書にあったB副長の不適切な言動を会社は認めるかを聞くと
不適切な課題はあったので副長に指導している

「指導をした=不適切な言動をした」と認めるかを再度聞くと

(副長に)必要な対応をした



会社はB副長が「不適切な言動をした」事を認めず！
更には、先ほど回答した回答内容まで言い換える！
「指導」と「対応」では会社がB副長に行った行為の意味が違ってくる

この会社の回答や対応に対し地本交渉団は…

・労働組合法第7条に鑑みても「不誠実団交」であることを指摘！
⇒合意形成を図ろうとしない・回答しない根拠が明確でない・同一回答を繰り返す
・次回交渉の冒頭に6項目の順序と、不誠実団交で無い姿勢を示せるかどうかで、団体交渉での解決が出来ない様々な手段を検討の点を通告し第3回交渉を継続議論で終了

不当処分・不当転勤の撤回を求め、
更なるたたかいを推し進めよう！

会社は事実に向き合い！信義誠実な団体交渉を！